

令和5年 No.10

○東京学芸大学学生奨学金制度に関する規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

令和5年度より、東京学芸大学学生奨学金「学芸むさしの奨学金（学資支援）」の給付対象を拡充することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年2月22日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学生奨学金制度に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年2月24日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規程第9号

東京学芸大学学生奨学金制度に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学生奨学金制度に関する規程（平成19年規程第5号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学生奨学金制度に関する規程の一部改正について

改正理由：令和5年度より、東京学芸大学学生奨学金「学芸むさしの奨学金（学資支援）」の給付対象を拡充することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(奨学金の給付)</p> <p>第3条 緊急支援奨学金は、本学の学生のうち、その者の父母若しくはこれに代わって家計を支えている者（以下「主たる家計支持者」という。）の死亡、重病若しくは重大な事故等により家計が急変し、又は災害救助法、天災融資法等の適用を受ける地震・火災・風水害等の被害若しくはこれらの災害に準ずる程度の被害により家計が急変し、修学が困難になった者を対象に選考し給付する。</p> <p>2 学資支援奨学金は、<u>次の各号に掲げる者</u>を対象に選考し給付する。</p> <p>(1) <u>教育学部の学生（外国人留学生を除く。） 国の「高等教育の修学支援新制度」の支援を受けられなかった者（経済基準による不採用者を除く。）</u></p> <p>(2) <u>教育学部に在籍する外国人留学生又は大学院教育学研究科若しくは特別支援教育特別専攻科の学生 授業料免除申請者のうち、当該学期の授業料免除を受けられなかった者</u></p> <p>[省略]</p> <p>(学資支援奨学金の申請等)</p> <p>第8条 学資支援奨学金の給付を受けようとする者は、<u>各年度の各学期に、</u>申請書を学長に提出するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(奨学金の給付)</p> <p>第3条 緊急支援奨学金は、本学の学生のうち、その者の父母若しくはこれに代わって家計を支えている者（以下「主たる家計支持者」という。）の死亡、重病若しくは重大な事故等により家計が急変し、又は災害救助法、天災融資法等の適用を受ける地震・火災・風水害等の被害若しくはこれらの災害に準ずる程度の被害により家計が急変し、修学が困難になった者を対象に選考し給付する。</p> <p>2 学資支援奨学金は、<u>授業料免除申請者のうち、当該学期の授業料免除を受けられなかった者</u>を対象に選考し給付する。</p> <p>[省略]</p> <p>(学資支援奨学金の申請等)</p> <p>第8条 学資支援奨学金の給付を受けようとする者は、<u>本学授業料免除申請時に、併せて</u>申請書を学長に提出するものとする。</p> <p>[省略]</p>